

福岡都市計画地区計画の決定(福岡市決定)

都市計画吉塚駅西口地区地区計画を次のように決定する。

名 称	吉塚駅西口地区地区計画	
位 置	福岡市東区馬出一丁目の一部 博多区吉塚本町の一部	
面 積	約 5.0ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部から北東へ約2kmに位置し、JR鹿児島本線及び篠栗線の結節駅である吉塚駅を中心とした交通利便性の高い地区であるとともに、地区周辺には福岡県庁や福岡県警等の公共施設が多数立地するなど、地域の拠点となる地区である。</p> <p>現在、JR鹿児島本線及び篠栗線の高架化や吉塚駅の改良が進行中であるとともに、吉塚駅西口広場の整備が予定されており、今後、地域の拠点としての機能の強化が望まれている。</p> <p>このため、地域の拠点としてふさわしい商業・業務施設等の誘導を行い、魅力ある市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区及 域 の 保 全 の 整 備 の 方 針 の 発 達	土地 利用 の方 針	地域の拠点機能の強化に資する商業・業務施設等の立地誘導を図る。
	建築物等の 整備の方 針	<p>地域の拠点としてふさわしい街並みの形成と、商業・業務施設等の誘導を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>駅前広場と一体となった快適な歩行者空間の確保を図るため、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>魅力ある都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>

地 区 整 備 計 画 の 事 項	面 積	約 5.0ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に掲げる用途に供する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ ただし、巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの及び鉄道の運転保安に関する施設についてはこの限りではない。
	壁面の位置の制限	計画図に示す位置においては、道路境界線から建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくはへの面までの距離の最低限度は、2mとする。 ただし、地盤面からの高さが2.5mを超える建築物の部分及びこれを支える構造上必要な柱で歩行者の通行上支障がないものについては、この限りでない。
建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2. 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。	

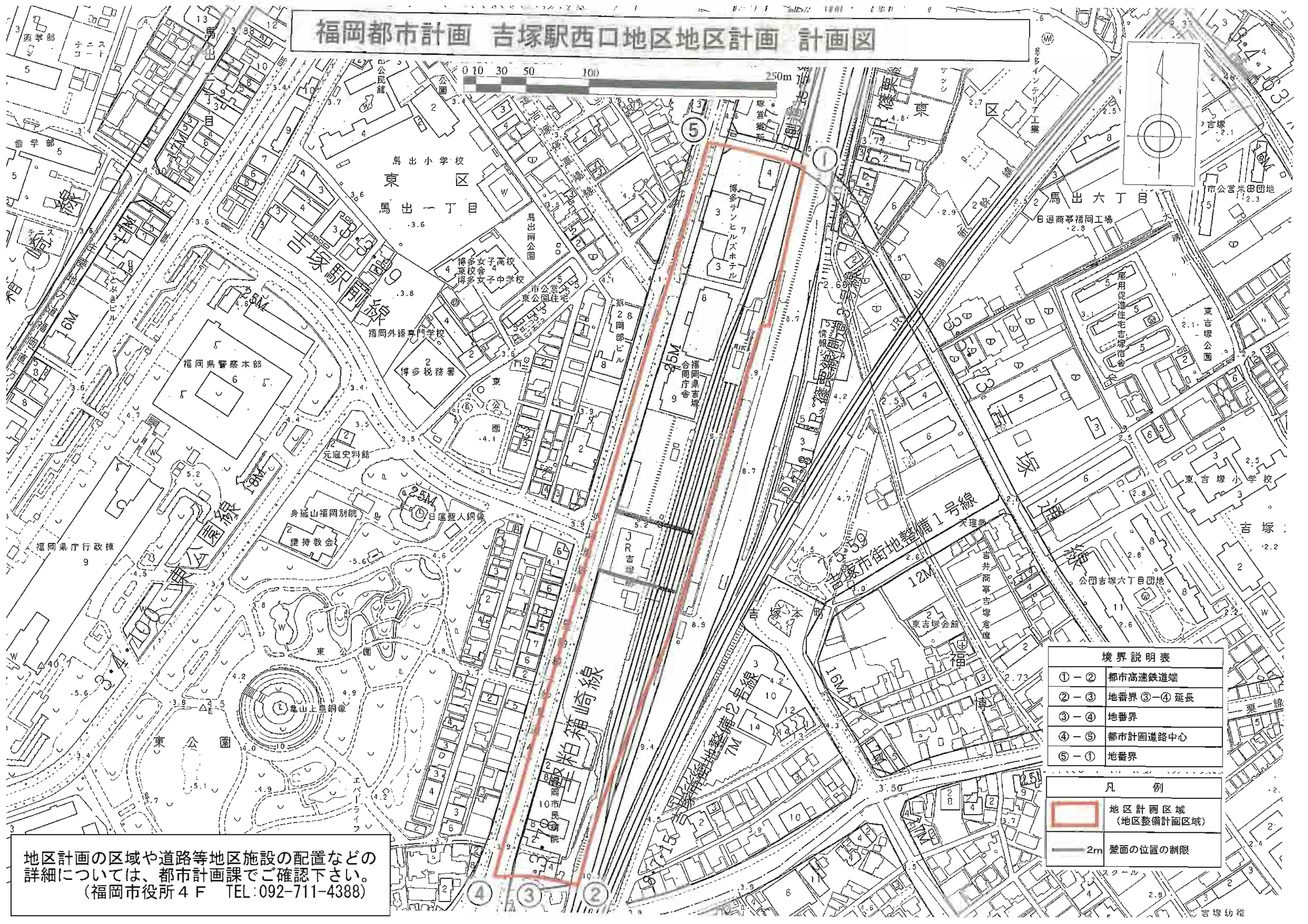
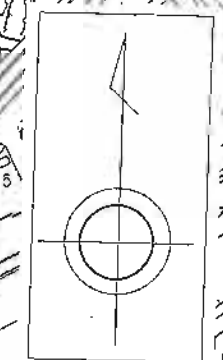
「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、JR吉塚駅を中心とした交通利便性の高い地区であるとともに、地区周辺には多数の公共施設が立地しており、今後、地域の拠点としての機能の強化が望まれている。

このため、地域の拠点としてふさわしい商業・業務施設等の誘導を行い、魅力ある市街地環境の形成を図るため、本案の通り決定するものである。

福岡都市計画 吉塚駅西口地区地区計画 計画図



① - ②	都市高速鉄道端
② - ③	地番界 ③-④延長
③ - ④	地番界
④ - ⑤	都市計画道路中心
⑤ - ①	地番界

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	2m 壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL: 092-711-4388)